

第11章 水防管理団体の水防計画の基準

1 水防計画作成要領

- (1) 指定水防管理団体の水防管理者は、愛媛県水防計画及び次に示す基準に応じた水防計画(具体的な実施計画)を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。また、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、知事(所管地方局長)に届け出なければならない。
- (2) 水防計画策定については、水防協議会(これに準ずるものを含む)において各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとする。

2 水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に計画を樹立するものとする。

- (1) 水防本部の設置・組織
- (2) 水防団分担区域及び動員計画
- (3) 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防、その他関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄並びにその運用計画
- (6) 避難計画
- (7) 訓練計画

3 留意すべき事項

- (1) 危険箇所の把握及び被害想定

水防計画は、実際の活動に適合し得るように、現地に即したものでなければならない。したがって、計画の策定に当たっては、危険箇所の把握並びに被害想定が極めて重要な要素となるので、的確に把握する必要がある。

- (2) 関係機関との応(受)援体制の確立

複雑な行政組織の中にあっても、その地域に起り得る災害の事態に対処できるよう常に関係機関との間に、物的、人的応(受)援体制を周到に検討し確立しておくこと。

- (3) 避難計画

次の事項において留意検討する必要があること。

- イ 立退指示の時期(時期の基準)
- ロ 指示の方法及び避難の範囲
- ハ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- 二 水防管理者、警察、知事の立退指示に関する調整
- ホ 水防管理者と立退避難の指示権の委任
- ヘ 現場指揮体制の確立